

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
**実用新案登録第3143769号**  
**(U3143769)**

(45) 発行日 平成20年8月7日(2008.8.7)

(24) 登録日 平成20年7月16日(2008.7.16)

(51) Int.Cl. F 1  
**A 6 1 G 15/10 (2006.01)** A 6 1 G 15/00 G  
**A 6 1 G 7/05 (2006.01)** A 6 1 G 7/06

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 実願2008-2507 (U2008-2507)  
 (22) 出願日 平成20年4月18日 (2008.4.18)

(73) 実用新案権者 000108672  
 タカラベルモント株式会社  
 大阪府大阪市中央区東心斎橋2丁目1番1号  
 (72) 考案者 板谷 悟  
 大阪府大阪市中央区東心斎橋2丁目1番1号  
 タカラベルモント株式会社内

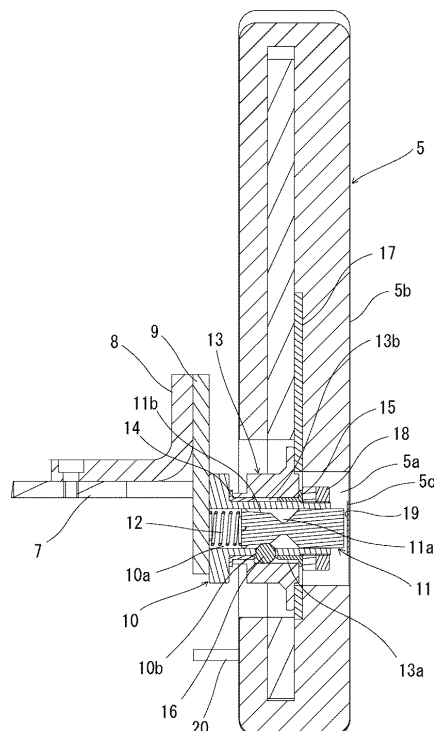
(54) 【考案の名称】 椅子等における手摺り装置

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 椅子状態では肘掛けとして利用でき、ベッド状態ではフェンスとして利用、また該手摺りを椅子側方下部に退避また収容することができ、さらには簡易に操作できるだけでなく、美観を損なわない椅子等における手摺り装置を提供する。

【解決手段】 椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子において、前記椅子着座状態では、シート1の両側に係止させて肘掛けとして利用し、ベッド状態に移行した際にはフェンスとして利用し、また前記手摺り5の係止を解除することによりシート1の側部後方に回転して退避また収容させることができるようにしている。また前記手摺り5の回転係止または回転係止解除用の操作部19を前記手摺り1の表装張り5bの操作外装部5cで覆うようにして構成されている。

【選択図】 図3



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子において、前記椅子着座状態では、シート両側に係止させて肘掛けとして利用し、ベッド状態に移行した際にはフェンスとして利用でき、また前記手摺りの係止を解除することによりシート側部後方に回転させて退避または収容させることができるようにするとともに、前記手摺りの回転係止または回転係止解除用の操作部を前記手摺りの表装張りで覆うことを特徴とする椅子等における手摺り装置。

## 【請求項 2】

シート基板に取り付けられる取付支板に設けられ、ボールを遊嵌させるための孔を有する手摺り固定軸と、該手摺り固定軸の内面で揺動し、中間部に空間部を形成する V 字の溝部が形成される揺動軸と、該揺動軸を外方に付勢するように設けられるバネと、前記手摺り 5 が取り付けられ、前記手摺り固定軸に対して回動自在に設けられる手摺り取付支板と、切溝部を有する手摺り回転軸と、手摺り使用状態では、前記ボールが前記手摺り回転軸の切溝部に係止され、かつ前記揺動軸のテーパ部で下方へ押圧されることにより手摺りが係止され、ベッド状態では前記揺動軸を手摺りの回転係止または回転係止解除用の操作部の表装張りの外面を押圧し前記ボールを前記揺動軸に設けられる溝部で遊嵌させることにより、手摺りを回動自在と成し、手摺りを後方へ回転させ退避または収容させることを特徴とする請求項 1 記載の椅子等における手摺り装置。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は、医療用椅子や理美容用椅子等における患者や被施術者の着座状態またベッド状態に変化またそれぞれに移行させて治療や施術する際に使用する椅子等の手摺り装置に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

患者や被施術者の椅子着座状態での治療や施術またベッド状態での治療や施術、それぞれに移行させて治療や施術する際に使用する椅子においては、椅子とは別にベッドを用意して、椅子着座状態での治療や施術またベッド状態での患者や施術の際に移動してもらって治療や施術を受ける場合が多く、この場合であると患者にわざわざ移動してもらわなければならない、特に痛みを伴う治療などの患者の移動は負担を強いるものである。

## 【0003】

また治療や施術を施す医師や施術者においても、患者や被施術者を移動させるまた自身が移動しなければならないため、治療や施術の効率が悪いものとなっていた。

なお椅子状態からベッド状態へ移行動作により変化させる椅子がある。

## 【0004】

たとえば、椅子状態では手摺りとして使用し、ベッド状態に移行する場合は、手摺りの一部を取り外してシート面と略水平面上にして使用するもの、またベッド状態で手摺りと同様のものとして取り扱われるフェンスを回転させてフェンスを上面に出して使用またシート側面に収容させるもの、さらにはベッド状態にはならないが、椅子状態で手摺りを前後方向に回転させて、手摺りとして使用また手摺りを椅子シート側方部下方に収容させる手摺り装置に関するものとしては、実用新案登録第 3 1 2 8 0 6 6 号、特許第 3 6 6 0 1 2 8 号および特開 2 0 0 4 - 1 6 7 3 9 号のものがある。

## 【0005】

第 1 の実用新案登録第 3 1 2 8 0 6 6 号公報の考案は、椅子状態からベッド状態に移行できる医療用椅子や施術用椅子などの椅子の手摺りを、椅子状態では手摺りとして使用し、ベッド状態では手摺り補助部材を取り外して、その補助部材を背凭れの一部として使用し、背凭れの面積を広く確保することを目的とし、座部に対して起伏可能に設けられる背凭れを有する椅子の座部の両側に設けられる手摺りと、該手摺りの上面に脱着可能に補助

10

20

30

40

50

部材が設けられ、ベッド状態に移行する際にはこの補助部材を背凭れの側面に装着することにより背凭れの一部を構成するようにしたものがある。

【0006】

背凭れが起立した状態、すなわち椅子状態において、手摺り本体と取り外し自在な補助部材が装着され手摺りとして使用でき、椅子をベッド状態にした際には前記補助部材を取り外して、取り外された補助部材の側面を上面として背凭れの側面部に装着することができるようにしているため、背凭れ部の面積をより広く取れ、患者や被施術者の背中を十分サポートすることができるだけでなく患者や被施術者がゆったり治療や施術を受けることができるようにしている。

【0007】

第2の特許第3660128号公報のものは、産婦人科分娩台や医療用ベッドにおける寝台のフェンスにあって、ベッド等のフェンスを使用する際は、患者を十分に保持でき、フェンスを使用しない不使用状態では、患者の分娩台等からの乗り降りまたはストレッチャー等への移動の際に邪魔にならないようにすることを目的として、前記ベッドの側面側に突出した先端に固定されたフェンスを設け、該ベッドの所望位置における背面側に少なくとも2つの軸受けを取付け、該軸受けにスライドシャフトを摺動、かつ回転自在に軸支し、該スライドシャフトの前記ベッドより側面に突出した先端にフェンスを取付け、このスライドシャフトを引き出しフェンスを寝台の上方側に回転することにより、前記フェンスを寝台の上側に固定できるようにしたものがある。

【0008】

これにより、ベッド状態で患者が寝ている時は、患者はフェンスを掴んで保持することができるため安心感を与えることができ、また看護婦においても安心して患者から離れることができる。

またベッド状態でフェンスを回転させてベッド側面下方部に収容することができるため患者の乗り降りが容易に行え且つ患者を移動用ストレッチャーなどに移動させる際などは患者を容易に移すことができ、患者に対して不快感を与えることはないようになっている。

【0009】

第3の特開2004-16739号公報のものは、椅子着座状態からベッド状態に移行できるものではないが、いす式階段昇降機の肘掛け構造に関し、車いす利用者や身体の弱い高齢者などがいすに乗降する際に、乗降の支障とならないように肘掛けをいすシート側面下部に押し下げ自在として座面に突出物が出ないようにして、楽に乗り降りができるようにすることを目的として、肘掛けが座席部又は背もたれに対し回転制限手段を介して取付けられ、座席部への乗降の際は回転制限手段による肘掛けの係止を解除することにより肘掛けを下げ降ろし方向へ回転自在に構成し、いすに着座している時は、肘掛けを適宜位置で係止することにより肘掛けとして使用できるようにしている。

【0010】

これにより、いすを構成する部材のうち肘掛けを座席部又は背もたれに対し回転制限手段を介して取付け、乗降の際肘掛けの係止を解除して下げ方向へ回転させるように構成したから、着座したときは通常通りの肘掛けであることは勿論、乗降の際は肘掛けを下げ降ろしすると座面より突出する物がないため、車いす利用者等が移乗するのが容易となり、スムーズな移乗が可能となるという利点が得られるとしている。

【0011】

【特許文献1】 実用新案登録第3128066号

【特許文献2】 特許第3660128号

【特許文献3】 特開2004-16739号

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0012】

ところで、第1の公報にあっては、椅子状態からベッド状態に移行できる医療用椅子や施

10

20

30

40

50

術用椅子などの椅子の手摺りを、椅子状態では手摺りとして使用し、ベッド状態では手摺りの補助部材を取り外して、その補助部材を背凭れの一部として使用し、背凭れの面積を広く確保することを目的としており、椅子状態からベッド状態に移行する時は、椅子座部の上面と略同一平面上とする場合は、手摺り上面の補助部材を取り外して行うものであり、医師や施術者がいちいち取り外して、背凭れの側部に着け直さなければならない。

【0013】

従って、前記したように、椅子状態からベッド状態に移行する時は、医師や施術者がいちいち取り外して、さらに取り付けなければならないため、医師や施術者に対して負担を強いるものであった。

【0014】

また第2の公報にあっては、椅子状態からベッド状態への移行を行うことを目的としているものではなく、産婦人科分娩台や医療用ベッドにおける寝台のフェンス使用状態また不使用状態の構造に関するものである。

【0015】

フェンスを収容する手段としては、フェンスが設けられるスライドシャフトを引き出してフェンスを回転させて、ベッド側面の下方部へ収容するようにしているが、構造自体が複雑となり、収容操作等も容易にできないなどの課題があった。

さらには、フェンスが柔らかな部材で構成されていないため、またベッド側方に突出しているため、医師や施術者の邪魔になったり、美観を損なうという課題があった。

【0016】

さらに第3の公報にあっては、車いすの手摺り装置に関するものであり、ベッド状態に移行させるものではなく、肘掛けの退避に関するものである。

これによれば、車いす利用者等が移乗する時は、肘掛け下部に設けられるレバーにより、肘掛けを係止している係止爪を外して肘掛けを前方下方へ退避させることにより車いす利用者等が移乗できる状態にしているが、構造が複雑となっているばかりでなく、係止爪の動作等により手を挟む等の課題があった。

【0017】

本考案は前記した課題を解決せんとするもので、その目的とするところは、椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子において、椅子状態では肘掛けとして、またベッド状態はフェンスとして利用できる手摺りを、椅子側方下部に自由に退避また収容することができるようにしたことで、簡易な操作で車椅子やストレッチャーに容易に患者を移乗でき、かつ、美観を損なわないようにした椅子等における手摺り装置を提供せんとするものである。

【課題を解決するための手段】

【0018】

本考案の椅子等における手摺り装置は、前記目的を達成せんとするもので、請求項1の手段は、椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子において、前記椅子着座状態では、シート両側に係止させて肘掛けとして利用し、ベッド状態に移行した際にはフェンスとして利用でき、また前記手摺りの係止を解除することによりシート側部後方に回転させて退避また収容させることができるようにするとともに、前記手摺りの回転係止または回転係止解除用の操作部を前記手摺りの表装張りで覆うことを特徴とする。

【0019】

請求項2の手段としては、シート基板に取り付けられる取付支板に設けられ、ボールを遊嵌させるための孔を有する手摺り固定軸と、該手摺り固定軸の内面で揺動し、中間部に空間部を形成するV字の溝部が形成される揺動軸と、該揺動軸を外方に付勢するように設けられるパネと、前記手摺りが取り付けられ、前記手摺り固定軸に対して回動自在に設けられる手摺り取付支板と、切溝部を有する手摺り回転軸と、手摺り使用状態では、前記ボールが前記手摺り回転軸の切溝部に係止され、かつ前記揺動軸のテーパ部で下方へ押圧されることにより手摺りが係止され、ベッド状態では前記揺動軸を手摺りの回転係止または回転係止解除用の操作部の表装張りの外面を押圧し前記ボールを前記揺動軸に設けられる

10

20

30

40

50

溝部で遊嵌させることによって、手摺りを回転自在と成し、手摺りを後方へ回転させ退避また収容させることを特徴とする。

【考案の効果】

【0020】

本考案の椅子等における手摺り装置は、椅子着座状態とベッド状態に移行できる椅子において、椅子着座状態では肘掛けとして利用でき、またベッド状態に移行した際にはフェンスとして利用でき、かつ前記肘掛け状態での回転係止状態を容易に解除できるため、簡易に椅子シート側部後方へ退避また収容でき、椅子着座状態であってもベッド状態であっても車椅子やストレッチャーに容易に患者を移乗できるようになっている。

【0021】

また前記回転係止または回転係止を解除するための操作部を前記手摺りの表装張りで覆っているため、操作部が表に現れることはなく美観を損なうこともない。

【考案を実施するための最良の形態】

【0022】

椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子において、前記椅子着座状態では、シート両側に係止させて肘掛けとして利用でき、ベッド状態に移行した際にはフェンスとして利用でき、また前記手摺りの回転係止を解除し回転自在とした状態で、手摺りをシート側部後方に退避また収容させるようにし、かつ前記手摺りの回転係止または回転係止解除用の操作部を前記手摺りの表装張りで覆うように構成した。

【実施例1】

【0023】

以下、本考案に係る椅子等における手摺り装置の一実施例を図面とともに説明する。図1は本考案に係る椅子等における手摺り装置の椅子着座状態で肘掛けとして利用している状態を示す側面図、図2は本考案に係る椅子等における手摺り装置のベッド状態で手摺り退避また収容している状態を示す側面図、図3は本考案に係る椅子等における手摺り装置の肘掛けとして利用している状態を示す手摺りの後方断面図、図4は本考案に係る椅子等における手摺り装置の肘掛けとして利用している状態を示す手摺りの回転部の側方拡大断面図、図5は本考案に係る椅子等における手摺り装置の手摺りを退避また収容している状態を示す手摺りの後方断面図、図6は本考案に係る椅子等における手摺り装置の手摺りを退避また収容している状態を示す手摺りの回転部の側方拡大断面図である。

【0024】

1は着座者が着座する椅子のシート、2は椅子のシート1に対してシート1と略同一面状まで傾動するように設けられる背凭れ、3は前記シート1に対して回動自在に設けられ、シート1面と略同一面状まで回動するように設けられる前垂れである。

【0025】

4は椅子全体を上下させるための昇降駆動部が内蔵させる基台部であり、5はシート1両側に設けられ、内部に空間部5aを設け、ウレタンやレザーなどの表装張り5bで構成される手摺りである。

5cは後述する手摺り5の回転また回転係止させるための操作部の位置を示す表装張り5bに色別等で識別した操作外装部である。

【0026】

6は着座者の頭を保持するための枕部である。

7はシート1が取り付けられるシート基板であり、8は取付ブラケットであり、前記シート基板7にネジ等で取り付けられている。

また9は前記取付ブラケット8に取り付けられる手摺り取付支板である。

前記手摺り取付支板9には、挿通部10aを有する手摺り固定軸10が取り付けられ、該手摺り固定軸10には、孔10bが設けられている。

【0027】

11は前記手摺り固定軸10の挿通部10a内を揺動する揺動軸、揺動軸11には、中間部に空間部を形成するための溝部(空間部)11aが設けられ、またシート1側の揺動軸

10

20

30

40

50

11には外方に向けてテーパ部11bが形成されている。

また12はバネであり、前記揺動軸11を外方に付勢するように揺動軸11に取り付けられている。

【0028】

13は手摺り回転軸であり、ブッシュ14および15に取り付けられ、前記ブッシュ14および15の間には空間部13bが形成されており、前記手摺り回転軸13、ブッシュ14およびブッシュ15は手摺り固定軸10に対して回転自在に設けられている。

また手摺り回転軸13には、切溝部13aが設けられている。

【0029】

さらには手摺り回転軸13には手摺り取付支板17が取り付けられ、手摺り5が取り付けられている。

16はボールであり、前記手摺り固定軸10に設けられる孔10b内で遊嵌するように設けられている。

18は前記手摺り固定軸10の抜け止めであり、前記手摺り固定軸10に螺合されている。

【0030】

19は、表装張り5bの操作外装部5cの内側に設けられ、樹脂やゴム等で構成される操作部であり、前記揺動軸11を内側へ押圧するように構成されている。

20は手摺り回転停止用の係止片であり、手摺りを退避また収容している状態では前記取付支板9に係止することによって手摺り5の回転を止めている。

【0031】

以上の構成から、肘掛けまたはフェンスとして利用する場合は、図3に示すように、ボール16が該手摺り回転軸13に設けられる切溝部13aに落とし込まれ、該ボール16はバネ12で揺動軸11を外方へ付勢することによって、ボール16が前記揺動軸11に設けられるテーパ部11bで下方へ押圧されることによって、前記手摺り回転軸13は手摺り固定軸10に対して係止され、係止維持されて手摺り5は係止状態となって手摺りとして使用されるように構成されている。

【0032】

また手摺り5を退避または収容する場合は、図5に示すように、表装張り5bの操作外装部5c部に設けられる操作部19を内側に押すことによって、前記揺動軸11を内側に押圧して、該揺動軸11に形成される溝部(空間部)11aを前記手摺り固定軸10に落とし込まれているボール16の位置まで移動させる。

【0033】

これによりボール16は溝部(空間部)11aで遊嵌させることによって、手摺り5が設けられる手摺り回転軸13が回転自在になり、手摺り5を回転させることができ、手摺り5を後方へ回転させ、手摺り5の適宜面をシート1の面と略同一平面状に位置させた位置で前記手摺り5に設けられる係止片20が該シート取付基板7に設けられる取付支板9に係止することによって手摺り5の回転を係止することができる。

この際、手摺り5の後方側に荷重が掛かるため、前方へ回転することはない。

【0034】

これにより、椅子着座状態とベッド状態に移行できる椅子において、椅子着座状態では手摺りとして利用でき、またベッド状態に移行した際にはフェンスとして利用でき、さらには前記手摺り5の係止状態を容易に解除できるため、簡易に椅子シート1側部後方へ退避また収容できるようになる。

また前記回転係止または回転の係止を解除するための操作部19を前記手摺り5の表装張り5b(操作外装部5a)で覆っているため、操作部19が表に現れることはなく美観を損なうこともない。

【0035】

前記した実施例にあっては、手摺り5を退避また収容する際の手摺り5の回転係止については、手摺り5の係止片20を取付基板7に設けられる取付支板9に係止することによ

10

20

30

40

50

って手摺り 5 の回転を係止するようにしているが、係止片 20 の取り付け位置については手摺り回転軸 13 の近傍に取り付けることもでき、係止片 20 の取り付け位置については限定するものではなく、適宜設計変更し得るものである。

【図面の簡単な説明】

【0036】

【図1】本考案に係る椅子等における手摺り装置の椅子着座状態で肘掛けとして利用している状態を示す側面図である。

【図2】本考案に係る椅子等における手摺り装置のベッド状態で手摺り退避また収容している状態を示す側面図である。

【図3】本考案に係る椅子等における手摺り装置の肘掛けとして利用している状態を示す手摺りの後方断面図である。

【図4】本考案に係る椅子等における手摺り装置の肘掛けとして利用している状態を示す手摺りの回転部の側方拡大断面図である。

【図5】本考案に係る椅子等における手摺り装置の手摺りを退避また収容している状態を示す手摺りの後方断面図である。

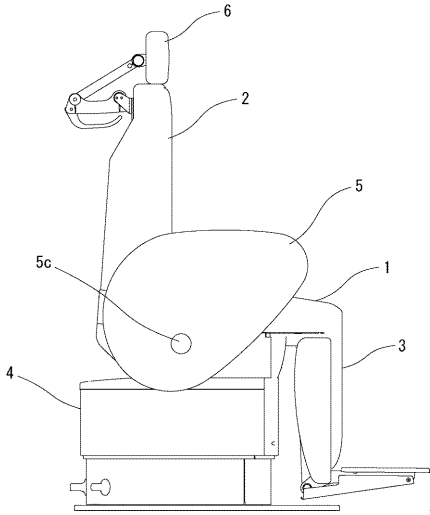
【図6】本考案に係る椅子等における手摺り装置の手摺りを退避また収容している状態を示す手摺りの回転部の側方拡大断面図である。

【符号の説明】

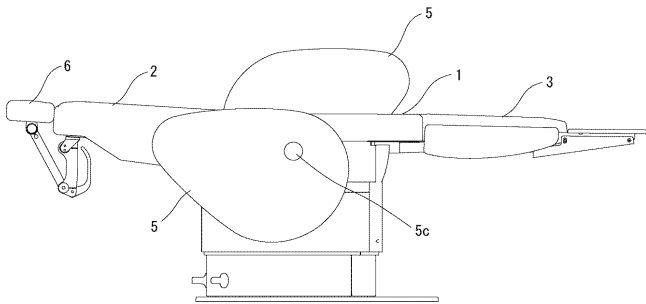
【0037】

1	シート	20
2	背凭れ	
3	前垂れ	
4	基台部	
5	手摺り	
5 a	空間部	
5 b	表装張り	
5 c	操作外装部	
6	枕部	
7	シート基板	
8	取付ブラケット	30
9	取付支板	
10	手摺り固定軸	
10 a	挿通部	
10 b	孔	
11	揺動軸	
11 a	溝部（空間部）	
11 b	テーパ部	
12	バネ	
13	手摺り回転軸	
13 a	切溝部	40
14、15	ブッシュ	
16	ボール	
17	手摺り取付支板	
18	抜け止め	
19	操作部	
20	係止片	

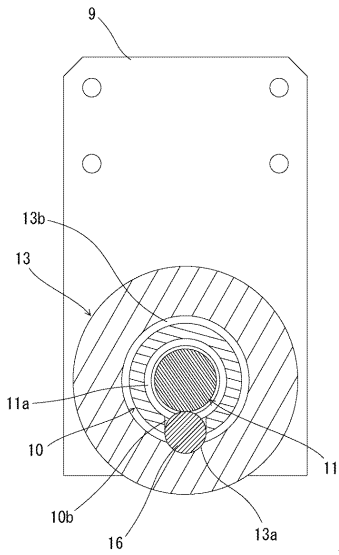
【 図 1 】



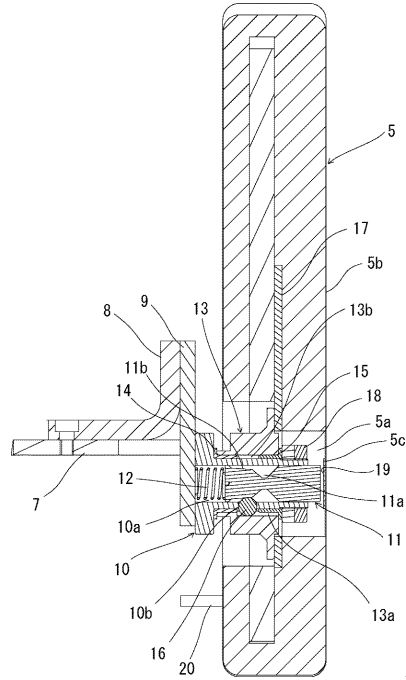
【 図 2 】



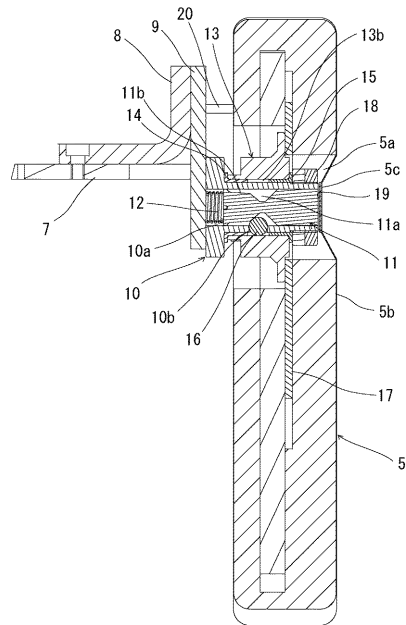
【 図 4 】



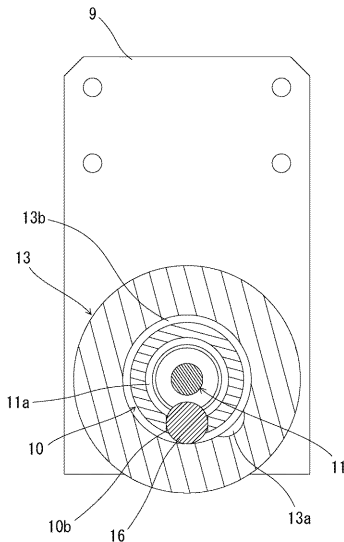
【 図 3 】



【 図 5 】



【図 6】



## 【手続補正書】

【提出日】平成20年5月29日(2008.5.29)

## 【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子であって、前記椅子におけるシートの側面に取り付けられたシート基板と、該シート基板に対してロックおよび回転自在に軸支された手摺りと、該手摺りを肘掛け状態とフェンス状態においてはロックし、前記手摺りの側面から操作部を押圧することで前記ロック状態が解除され前記手摺りをシート側部後方に退避させ非ロック状態で収容可能とするロック手段とから構成したことを特徴とする椅子等における手摺り装置。

## 【請求項 2】

前記手摺りを肘掛け状態とフェンス状態において係止するロック手段は、シート基板に取り付けられボールを遊嵌させるための孔が形成された手摺り固定軸と、該手摺り固定軸の挿通部内で移動可能に挿入されるV字状の溝部とテーパ部が形成された揺動軸と、該揺動軸を外方に付勢するパネと、前記手摺り固定軸に対して回転自在に軸支されると共に前記肘掛け状態とフェンス状態において前記ボールの一部が入り込み前記揺動軸のテーパ部に位置させてロック状態とするための切溝部が形成された手摺り回転軸と、該手摺り回転軸に取り付けられた手摺りとから構成され、前記パネによって前記揺動軸が外方に付勢されている状態では前記ボールが前記テーパ部に位置して前記手摺り固定軸に対して手摺り回転軸がロック状態となり、前記揺動軸を前記パネのパネ力に抗して内側に押し込む

と前記ボールは前記揺動軸の溝部に入り込み前記手摺り固定軸に対して手摺り回転軸が回転可能となって前記手摺りをシート側部後方に退避させ非ロック状態で収容可能としたことを特徴とする請求項 1 記載の椅子等における手摺り装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本考案の椅子等における手摺り装置は、前記した目的を達成せんとするもので、請求項 1 の手段は、椅子着座状態およびベッド状態に移行可能な椅子であって、前記椅子におけるシートの側面に取り付けられたシート基板と、該シート基板に対してロックおよび回転自在に軸支された手摺りと、該手摺りを肘掛け状態とフェンス状態においてはロックし、前記手摺りの側面から操作部を押圧することで前記ロック状態が解除され前記手摺りをシート側部後方に退避させ非ロック状態で収容可能とするロック手段とから構成したことを特徴とすることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項 2 の手段は、前記した請求項 1 において、前記手摺りを肘掛け状態とフェンス状態において係止するロック手段は、シート基板に取り付けられボールを遊嵌させるための孔が形成された手摺り固定軸と、該手摺り固定軸の挿通部内で移動可能に挿入される V 字状の溝部とテーパ部分が形成された揺動軸と、該揺動軸を外方に付勢するバネと、前記手摺り固定軸に対して回転自在に軸支されると共に前記肘掛け状態とフェンス状態において前記ボールの一部が入り込み前記揺動軸のテーパ部に位置させてロック状態とするための切溝部が形成された手摺り回転軸と、該手摺り回転軸に取り付けられた手摺りことから構成され、前記バネによって前記揺動軸が外方に付勢されている状態では前記ボールが前記テーパ部に位置して前記手摺り固定軸に対して手摺り回転軸がロック状態となり、前記揺動軸を前記バネのバネ力に抗して内側に押し込むと前記ボールは前記揺動軸の溝部に入り込み前記手摺り固定軸に対して手摺り回転軸が回転可能となって前記手摺りをシート側部後方に退避させ非ロック状態で収容可能としたことを特徴とする。